

基準 3 教員及び教育支援者

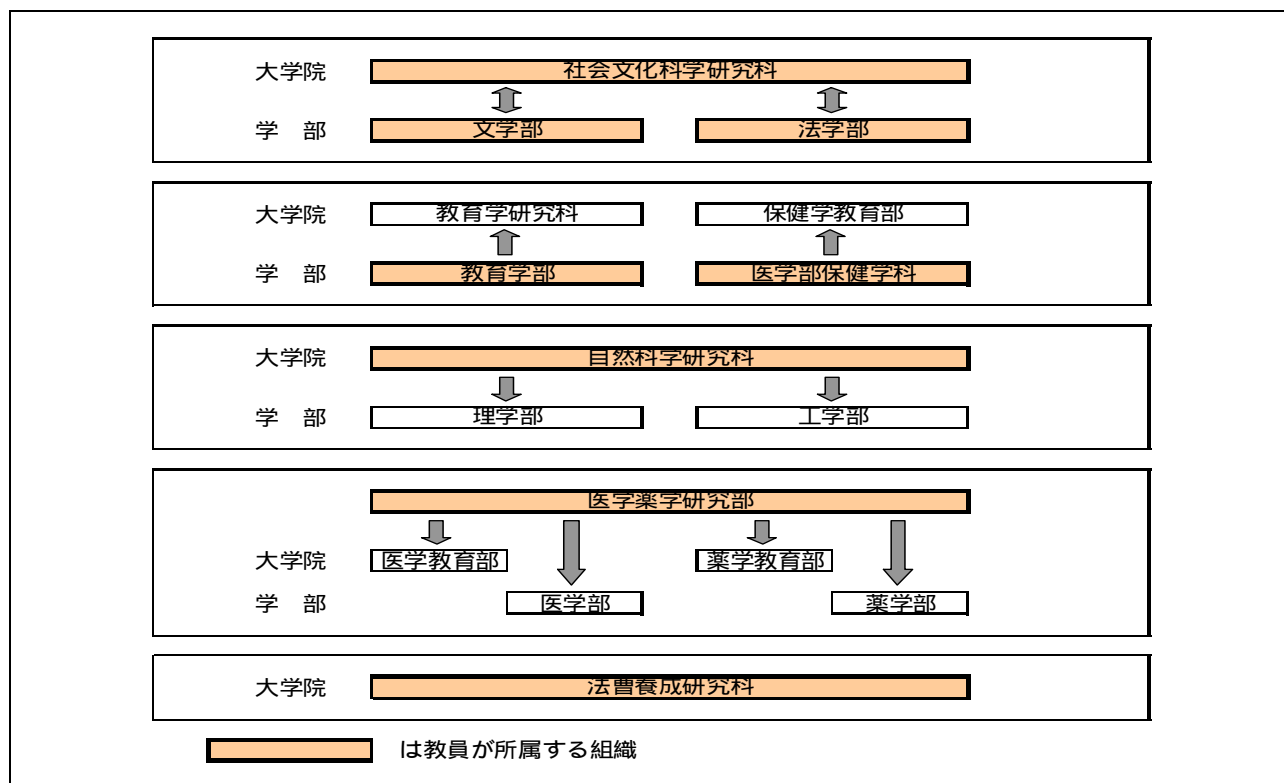
(1) 観点ごとの分析

観点 3 - 1 - : 教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の教員組織の形態は、資料 3 - 1 - - A のとおり、学部又は大学院に教員が所属し、学部及び大学院の教育を担当しているもの、学部に教員が所属し、学部及び大学院の教育を担当しているもの、大学院に教員が所属し、学部及び大学院の教育を担当しているもの、研究部に教員が所属し、学部及び大学院の教育を担当しているもの、大学院に教員が所属し、大学院の教育を担当しているものの 5 つに大別され、それぞれの教育研究上の目的を踏まえた教員組織を編成している。学士課程については学則（資料 3 - 1 - - B）において、大学院課程については大学院学則（資料 3 - 1 - - C）において、それぞれ教員組織が定められ、教育を担う教員組織については、講座及び学科に関する規則（資料 3 - 1 - - D）において、具体化している。教員の役割分担及び教育研究に係る責任の所在等は、学則（資料 3 - 1 - - E）において具体化している。各学部・研究科等には、学部長、研究科長、教育部長、学科長、専攻長等の責任者が置かれ、それぞれの教育研究組織の運営を担保している。

資料 3 - 1 - - A 主な教員組織の形態



出典：企画部資料を基に作成

資料3 - 1 - - B 学士課程における教員組織等について

(学部、学科、課程及び収容定員)		
第2条 本学に、文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部及び工学部を置き、学科及び課程は、次のとおりとする。		
文学部	総合人間学科 歴史学科 文学科 コミュニケーション情報学科	
教育学部	小学校教員養成課程 中学校教員養成課程 特別支援学校教員養成課程 養護教諭養成課程 地域共生社会課程 生涯スポーツ福祉課程	
法学部	法学科	
理学部	理学科	
医学部	医学科 保健学科	
薬学部	薬学科 創薬・生命薬科学科	
工学部	物質生命化学科 マテリアル工学科 機械システム工学科 社会環境工学科 建築学科 情報電気電子工学科 数理工学科	
2 収容定員は、別に定める。		
3 学部に関する規則は、別に定める。		
(講座及び学科目等)		
第3条 学部又は学科に置く講座又は学科目等の教員組織に関し必要な事項は、別に定める。		
(大学院)		
第6条 本学に、大学院を置き、次の研究科並びに研究部及び教育部を置く。		
教育学研究科	社会文化科学研究科	自然科学研究科
医学薬学研究部	医学教育部	保健学教育部
薬学教育部	法曹養成研究科	
2 大学院に関する規則は、別に定める。		

出典：熊本大学学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料3 - 1 - - C 大学院課程における教員組織等について

第10条 本学大学院に置く研究科又は教育部、専攻及びその課程の別は、次の表に掲げるとおりとする。		
研究科又は教育部の名称	専攻の名称	課程の別
教育学研究科	学校教育実践専攻，教科教育実践専攻	修士課程
社会文化科学研究科	公共政策学専攻，法学専攻，現代社会人間学専攻，文化学専攻， 教授システム学専攻	博士前期課程
	人間・社会科学専攻，文化学専攻，教授システム学専攻	博士後期課程
自然科学研究科	理学専攻，複合新領域科学専攻，物質生命化学専攻， マテリアル工学専攻，機械システム工学専攻，情報電気電子工学専攻， 社会環境工学専攻，建築学専攻	博士前期課程
	理学専攻，複合新領域科学専攻，産業創造工学専攻， 情報電気電子工学専攻，環境共生工学専攻	博士後期課程
医学教育部	医科学専攻	修士課程
保健学教育部	医学専攻	博士課程
薬学教育部	保健学専攻	修士課程
	分子機能薬学専攻，生命薬科学専攻	博士前期課程
法曹養成研究科	分子機能薬学専攻，生命薬科学専攻	博士後期課程
	法曹養成専攻	法科大学院の課程
(教員組織等)		
第11条 本学大学院の研究科又は研究部及び教育部の教員組織その他必要な事項は、別に定める。		

出典：熊本大学大学院学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料3 - 1 - - D 講座及び学科目等について

(講座及び学科目等)

第2条 学部又は学科に、別表第1のとおり講座又は学科目を置く。

2 次に掲げる大学院の研究科、研究部及び教育部に、別表第2のとおり講座等を置く。

別表第1 学部又は学科に置く講座又は学科目表(第2条第1項関係)

学部	学科、課程等	講座又は学科目
文学部	総合人間学科	総合人間学
	歴史学科	歴史学
	文学科	言語文学
	コミュニケーション情報学科	コミュニケーション情報学
教育学部	小学校教員養成課程 中学校教員養成課程	国語教育 社会科教育 数学教育 理科教育
	特別支援学校教員養成課程 養護教諭養成課程	音楽教育 美術教育 保健体育 技術教育
	地域共生社会課程 生涯スポーツ福祉課程	家政教育 英語教育 特別支援教育 養護教育
		学校教育
法学部	法学科	法文化論 市民法学 現代法政策論 公共社会政策論
理学部	理学科	○数理科学 ○物理科学 ○化学 ○地球環境科学 ○生命科学
	医学科	分子細胞生物学 生体構造学 生体機能学 感染免疫学 病態学 社会医学 内科学 外科学 成育医学 感覚・運動科学 脳・神経・精神科学 総合医学
	保健学科	基礎看護学 看護教育学 臨床看護学 母子看護学 地域看護学 医用理工学 医用画像学 構造機能解析学 生体情報解析学
	附属病院先端医療支援センター	不整脈先端医療 心血管治療先端医療 機能神経外科先端医療 新生児学 循環器臨床研究先端医療 地域医療システム学
薬学部	薬学科	医療薬学 環境衛生薬学 薬物資源活性学 臨床薬物動態学 病態薬効解析学
	創薬・生命薬科学科	分子機能薬学 生命薬科学 先端DDS学 医薬高分子学
		分子工学 材料化学 生物工学 生命分子化学
工学部	物質生命化学科	材料開発システム 先端材料システム
	マテリアル工学科	機械システム工学
	機械システム工学科	土木環境工学 地域環境デザイン
	社会環境工学科	建築学 建築工学 建築システム工学
	建築学科	電気工学 電子工学 情報工学
	情報電気電子工学科	数理工学
	数理工学科	太陽電池・環境自然エネルギー
	共通	

備考 この表において、印を冠するものは修士講座を、○印を冠するものは博士講座を、印を冠するものは寄附講座を、その他は学科目を示す。この表において、修士講座とは、修士課程の研究科又は教育部の基礎となる講座をいう。

別表第2 研究科、研究部又は教育部に置く講座等表(第2条第2項関係)

研究科等	専攻又は部門	講座
社会文化科学研究科	人間・社会科学専攻	○公共政策学領域 ○法学領域 ○交渉紛争解決領域 ○先端倫理学領域 ○フィールドリサーチ領域 ○認知哲学・心理学領域
	文化学専攻	○英語教授学領域 ○歴史学領域 ○日本・東アジア文化学領域 ○欧米文化学領域
	教授システム学専攻	○教授システム学領域
自然科学研究科	理学専攻	○数理科学 ○物理科学 ○化学 ○地球環境科学 ○生命科学 連携
	複合新領域科学専攻	○衝撃エネルギー科学 ○生命環境科学 ○複合ナノ創成科学 連携
	産業創造工学専攻	○物質生命化学 ○マテリアル工学 ○先端機械システム ○機械知能システム 連携
	情報電気電子工学専攻	○先端情報通信工学 ○機能創成エネルギー ○人間環境情報 ○応用数理 連携 電力フロンティア
	環境共生工学専攻	○広域環境保全工学 ○社会環境マネジメント ○人間環境計画学 ○循環建築工学 連携
医学薬学研究部	総合医薬科学部門	生体機能病態学 感覚・運動医学 生体情報分析医学 薬物治療設計学 創薬科学 画像診断解析学
	先端生命医療科学部門	感染・免疫学 脳・神経科学 成育再建・移植医学 分子機能薬学 感染症阻止学 感染制御学(肥後銀行)
	環境社会医学部門	環境生命科学 環境分析科学
医学教育部	医学専攻	臨床国際協力学 生体機能評価学
薬学教育部	分子機能薬学専攻	○分子機能薬学 ○創薬化学 薬物機能評価学
	生命薬科学専攻	○生命・環境科学 ○医療薬学

備考 この表において、○印を冠するものは博士講座を、印を冠するものは連携講座を、印を冠するものは寄附講座を示す。この表において、博士講座とは博士課程の研究科又は教育部に置かれる講座をいう。

出典：熊本大学の講座及び学科目等に関する規則(平成21年4月1日現在)から抜粋

資料3 - 1 - - E 教員の職責について

(職員)
第15条 本学に、学長及び副学長を置き、学部には学部長を、研究科(研究部及び教育部を含む。第6項において同じ。)に研究科長(研究部にあつては研究部長、教育部にあつては教育部長。第6項において同じ。)を置く。
2 本学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。
4 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
5 副学長は、学長の職務を助ける。
6 学部長及び研究科長は、学部又は研究科に関する校務をつかさどる。
7 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
8 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
9 専任講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
10 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
11 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

出典：熊本大学学則（平成21年4月1日現在）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

本学の教員組織編製の形態は5つに大別され、それぞれの教育研究上の目的を踏まえた教員組織を編成している。教員組織編成の基本事項は、学則及び大学院学則において規定するとともに、具体的な教員組織については、講座及び学科目等に関する規則において定めている。教員の職責等は、学則において具体化している。各学部等には、学部長等が置かれ、教育研究組織の適切な運営が担保されている。

以上のことから、教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

観点 3 - 1 - : 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程を担当する専任教員数は、資料 3 - 1 - - A のとおりであり、全ての学部、学科の専任教員数は、大学設置基準に照らして必要な教員数を確保している。各学部等における主要科目は、大部分を専任の教授、准教授が担当している（資料 3 - 1 - - B）。

資料 3 - 1 - - A 学士課程における専任教員の配置状況（平成 21 年 5 月 1 日現在）

学部	学科	専任教員数（人）					大学設置基準上の必要教員数（人）	
		教授	准教授	講師	助教	計	うち教授	うち准教授
文学部	総合人間学科	11	8	0	0	19	6	3
	歴史学科	6	9	0	0	15	6	3
	文学科	14	11	3	0	28	6	3
	コミュニケーション情報学科	4	8	0	0	12	6	3
教育学部		46	51	4	0	101	81	41
法学部	法学科	18	18	0	0	36	17	9
理学部	理学科	39	29	3	9	80	17	9
医学部	医学科	46	37	44	114	241	140	30
	保健学科	26	10	4	18	58	28	14
薬学部	薬学科	18	12	2	16	48	22	11
	創薬・生命薬科学科	5	8	0	0	13	7	4
工学部	物質生命化学科	8	8	1	7	24	8	4
	マテリアル工学科	6	5	0	2	13	8	4
	機械システム工学科	16	10	1	6	33	11	6
	社会環境工学科	13	7	0	3	23	8	4
	建築学科	9	6	0	4	19	8	4
	情報電気電子工学科	18	13	0	11	42	11	6
	数理工学科	4	2	2	1	9	7	4
計		307	252	64	191	814	397	162

出典：企画部調査資料を基に作成

資料 3 - 1 - - B 各学部等における専任教員の主要科目担当状況（平成 20 年度）

学部等名	開講科目数（必修科目）	専任教員担当科目数			非常勤講師担当科目数
		教授	准教授	その他	
文学部	106	61	37	0	8
教育学部	282	151	93	6	32
法学部	86	36	31	19	0
理学部	312	182	84	22	24
医学部医学科	74	58	6	0	10
医学部保健学科	179	133	31	14	1
薬学部	53	35	11	2	5
工学部	535	277	163	43	52

注：理学部の専門教育科目は全て選択必修科目のため、専門教育科目全てをカウントしたもの

出典：熊本大学学務情報システム（S0SEKI）及び各学部教務担当調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

学士課程を担当する専任教員数は、上記資料に示すとおり大学設置基準を十分に満たしている。また、各学部等の大部分の主要科目を、専任の教授又は准教授が担当している。

以上のことから、学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保され、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

観点 3 - 1 - : 大学院課程(専門職学位課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院課程を担当する研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、資料 3 - 1 - - A のとおりである。各研究科等の教員数は、大学院設置基準に照らして必要な教員数を確保している。教育学研究科の一部の専修・コースでは教員数が不足しているものの、退職等による欠員であり、新たに教員を採用するなど選考が順次進んでいる。

資料 3 - 1 - - A 大学院課程における専任教員の配置状況(平成 21 年 5 月 1 日現在)

研究科等	専攻等	\$	教員数(人)			大学院設置基準上の必要教員数(人)		
			指導教員	うち教授	研究指導補助教員	指導教員	うち教授	研究指導補助教員
教育学研究科	学校教育実践専攻	M	13	10	13	7	5	5
	学校教育専修		6	5	7	-	-	-
	教育学コース		3	3	4	-	-	-
	心理学コース		3	2	3	-	-	-
	特別支援教育専修		3	2	2	-	-	-
	養護教育専修		4	3	4	-	-	-
	教科教育実践専攻	M	51	40	26	42	28	34
	言語系教育専修		9	7	5	7	-	5
	国語教育コース		5	4	2	4	-	3
	英語教育コース		4	3	3	3	-	2
	理数系教育専修		11	8	6	10	-	9
	数学教育コース		5	4	3	4	-	3
	理科教育コース		6	4	3	6	-	6
	社会系教育専修		6	6	6	6	-	6
	社会科教育コース		6	6	6	6	-	6
	生活系教育専修		8	5	3	7	-	5
	技術教育コース		3	3	2	3	-	2
	家政教育コース		5	2	1	4	-	3
	芸術・文化系教育専修		17	14	6	12	-	9
	音楽教育コース		5	4	2	4	-	3
	美術教育コース		5	5	2	4	-	3
	保健体育コース		7	5	2	4	-	3
社会文化科学研究科	公共政策学専攻	M	12	8	0	3	2	3
	法学専攻		21	9	0	5	4	5
	現代社会人間学専攻		28	15	0	2	2	3
	文化学専攻		50	21	0	2	2	3
	教授システム学専攻	D	8	5	3	3	2	3
	人間・社会科学専攻		40	27	6	2	2	3
	文化学専攻		33	19	4	2	2	3
	教授システム学専攻		4	4	5	3	2	3
自然科学研究科	理学専攻	M	64	32	8	15	10	0
	複合新領域科学専攻		26	20	3	4	3	3
	物質生命化学専攻		10	5	5	7	5	0
	マテリアル工学専攻		9	4	2	4	3	3
	機械システム工学専攻		23	14	7	9	6	0
	情報電気電子工学専攻		33	18	14	12	8	0
	社会環境工学専攻		16	9	3	6	4	1
	建築学専攻		15	9	4	6	4	1
	理学専攻	D	61	33	13	4	3	3
	複合新領域科学専攻		27	21	3	6	4	1
	産業創造工学専攻		41	22	14	5	4	2
	情報電気電子工学専攻		33	18	14	4	3	3
	環境共生工学専攻		31	18	7	4	3	3
	医学専攻		87	59	48	6	4	6
医学教育部	医学専攻	D	89	59	122	30	20	30
保健学教育部	保健学専攻	M	17	17	0	6	4	6
薬学教育部	分子機能薬学専攻	M	20	10	1	6	4	3
	生命薬科学専攻		19	12	1	5	4	4
	分子機能薬学専攻	D	20	10	1	6	4	3
	生命薬科学専攻		19	12	1	5	4	4

出典：企画部調査資料を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

上記資料に示すとおり、教育学研究科以外の研究科等については、大学院設置基準に定める必要教員数を十分に満たしている。

教育学研究科の専攻単位では、大学院設置基準に定める必要教員数を満たしているが、一部の専修・コースにおいて、教員数が不足しているものの、退職等による欠員であり、新たに教員を採用するなど選考が順次進んでいる。

以上のことから、大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

観点 3 - 1 - : 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点に係る状況】

専門職学位課程を担当する専任教員数は、資料 3 - 1 - - A のとおりであり、専門職大学院設置基準及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）第 1 条及び第 2 条に定める必要な専任教員数を十分に確保している。実務家教員については、検察官、弁護士、地方公共団体法務担当者の実務経験を有している（資料 3 - 1 - - B）。

資料 3 - 1 - - A 専門職学位課程における専任教員の配置状況（平成 21 年 5 月 1 日現在）

法曹養成研究科 法曹養成専攻	専任教員数（人）					うち実務経験教員	大学院設置基準上の 必要教員数（人）
	教授	准教授	講師	助教	計		
	13	4	0	0	17	4	12

出典：法科大学院年次報告書を基に作成

資料 3 - 1 - - B 実務家教員の経験内容等

教員名	経験内容 経験年数（平成 21 年 5 月現在）	担当授業科目（平成 21 年度）
林 勝美	地方公共団体法務担当者：39 年 1 か月	公共政策と法，地方自治と法
福山 素士	弁護士：23 年 1 か月	民事事実認定論，民事模擬裁判，民事法演習， 民法発展，民法発展，民事要件事実論
猿渡 健司	検察官：1 年，弁護士：12 年 1 か月	リーガルクリニック，エクスターンシップ
平江 徳子	検察官：13 年 1 か月	刑事法発展，刑事実務演習，刑事模擬裁判，刑事裁判実務

出典：法曹養成研究科教員一覧等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

専門職大学院設置基準及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件（文部科学省告示第 53 号）第 1 条及び第 2 条に定める必要な専任教員数（実務家教員を含む。）を十分に確保している。

以上のことから、専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されていると判断する。

観点 3 - 1 - : 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員組織の活動をより活性化するために、教員の選考に関しては、教育職員選考規則（資料 3 - 1 - - A）及び教員選考基準（資料 3 - 1 - - B）に必要な事項を定めている。公募制を原則とし、研究業績に加え大学の教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有することを求め、選考を実施している。教員の流動性を高め、教員相互の学問的交流が不断に行われる環境を創出するために、一部の組織で任期制（資料 3 - 1 - - C）を採用している。国際化に対応するため、外国人教員の増員（資料 3 - 1 - - D）に努めている。男女共同参画推進基本計画（資料 3 - 1 - - E）を策定し、女性教員の増員や定着（資料 3 - 1 - - F）を目指している。平成19年度科学技術振興調整費における「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」プログラムに、本学からの提案課題「挑戦的若手研究者の自立支援人事制度改革」が採択され、若手研究者の育成を目的に、テニユア・トラック制度を構築し、任期制の特任助教（資料 3 - 1 - - G）を採用している。なお、年齢構成（資料 3 - 1 - - H）にも配慮している。そのほか、工学部では優秀な授業担当教員を対象とする優秀教育者表彰制度（資料 3 - 1 - - I）を設け、全学的には平成21年度から教育活動表彰・報奨制度（資料 3 - 1 - - J）を導入するなど活性化に努めている。

資料 3 - 1 - - A 教育職員選考規則（抜粋）

（採用及び昇任の方法） 第 3 条 教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教授等」という。）の採用又は昇任のための選考は、国立大学法人熊本大学教員選考基準（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定める当該職種の資格を有すると認められる者のうちから、教授会（熊本大学教授会等規則（平成 16 年 4 月 1 日制定。）第 3 条第 1 項に定める研究所及び学内共同教育研究施設の運営委員会並びに同規則第 4 条第 1 項に定める学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会を含む。以下同じ。）の議に基づき、国立大学法人熊本大学の長（以下「学長」という。）が行う。 2 副校長、副園長（教頭（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 27 条に定める教頭をいう。）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用又は昇任のための選考は、教育学部教授会の議に基づき、学長が行う。 （選考委員会） 第 4 条 教授会は、教授等の選考を行うため、選考委員会を置くものとする。 2 前項の委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 （1）部局の長（熊本大学教授会等規則第 4 条第 1 項に定める学内共同教育研究施設等に関する委員会にあっては、学長が指名する副学長。以下同じ。） （2）教授会が定める選出方法により選出された教授 4 人以上 （3）その他部局の長が必要と認めた者 3 委員会に、委員長を置き、部局の長をもって充てる。 4 委員長は、選考に際し、採用し、又は昇任させようとする職の教育研究分野と関連する分野の教授等の参加及び学外の専門家による評価並びに推薦を求め参考にするなどの方法により、外部の意見を聴取する機会を設けることができる。 （選考方法） 第 5 条 教授の選考は、次に掲げる方法により行うものとする。 （1）選考に当たっては、原則として公募制を採用する。 （2）部局が作成した選考の基準について、公募要領の公開前に、国立大学法人熊本大学教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）の評価を受ける。 （3）公募制を採用しない場合にあっては選考前に、公募しない理由も含めた選考の基準について、教員人事委員会の評価を受ける。 （4）教授会における最終選考は、教授による投票により行う。 （5）選考終了後、遅滞なく選考結果を公表するものとする。 2 前項の規定は、准教授、講師及び助教の選考について準用する。ただし、前項第 4 号の投票については、部局の事情に応じて決定するものとする。 3 前条及び前 2 項の規定にかかわらず、助手の選考については、部局の事情に応じて決定するものとする。
--

出典：国立大学法人熊本大学教育職員選考規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

資料3 - 1 - - B 教員選考基準（抜粋）

（趣旨）	
第1条 国立大学法人熊本大学教育職員選考規則(平成16年4月1日制定)第3条第1項の規定に基づき 熊本大学における教員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)の選考は、この基準により行う。	
（教授の選考）	
第2条 教授の選考は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者について行う。	
(1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者	
(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者	
(3) 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者	
(4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者	
(5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者	
(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者	

出典：国立大学法人熊本大学教員選考基準（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料3 - 1 - - C 任期制の導入状況

教育研究組織		職名	任期
学部等，学科，課程，講座，研究部門等			
薬学部		助教	5 年
大 学 院 自然科学 研 究 科	複合新領域科学専攻	助教	5 年
	複合ナノ創成科学講座		
	産業創造工学専攻		
	物質生命化学講座 マテリアル工学講座 先端機械システム講座 機械知能システム講座		
情報電気電子工学専攻		助教	5 年
先端情報通信工学講座 機能創成エネルギー講座 人間環境情報講座			
イノベーション推進機構		教授	5 年
総合情報基盤センター		准教授	5 年
国際化推進センター		助教	5 年
エイズ学研究センター	ウイルス制御分野 病態制御分野 予防開発分野	教授	5 年
		准教授	
		講師	
		助教	
発生医学研究所	発生制御部門 幹細胞部門 器官構築部門	教授	5 年
		准教授	
		講師	
		助教	
政策創造研究教育センター		教授	5 年
		准教授	
環境安全センター		講師	5 年
五高記念館		准教授	5 年
eラーニング推進機構		教授	5 年
		准教授	
バイオエレクトロニクス 研究センター	医療バイオエレクトロニクス分野	教授	5 年。ただし，平成 20 年 4 月 2 日以後に採用され る者については，平成 25 年 3 月 31 日までとする。
	国際連携バイオエレクトロニクス分野	准教授	

出典：国立大学法人熊本大学教員の任期に関する規則（平成21年4月1日現在）を基に作成

資料3 - 1 - - D 外国人教員数及び外国人比率の推移（各年度5月1日現在）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教員数(人)	944	938	939	932	932
外国人教員数(人)	15	16	21	20	23
外国人比率(%)	1.6	1.7	2.2	2.1	2.5

出典：部局長等連絡調整会議資料等を基に作成

資料3 - 1 - - E 男女共同参画推進基本計画（抜粋）(<http://gender.kumamoto-u.ac.jp/kihonhoushin.pdf>)

目標	
熊本大学は、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができ男女共同参画社会」の実現を目指し、次に掲げる事項の推進を図る。	
(1) 教育・研究及びそれを取り巻く就労・就学環境の整備	
(2) 男女が共に参画して社会を形成していくための原動力となり、社会で活躍できる人材の育成	
(3) 男女共同参画社会の形成のための教育・研究の充実	
基本方針	
上記に掲げる事項の推進を図るため、次のとおり基本方針を策定し、この基本方針に基づき、に掲げる具体的事項を遂行する。	
1 男女の機会均等の実現	
2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の推進	
3 就労・就学と家庭生活との両立支援	
4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
5 男女共同参画を推進する教育・研究の充実	
6 ジェンダーの視点による学内の調査・分析、統計及び情報の提供	
7 苦情申立て・救済システムの整備	
基本方針の内容	
1 男女の機会均等の実現	
採用、昇進、給与、研修、OJT の機会の平等、積極的は正措置の導入等	
メンター制度の充実	
2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の推進	
男性中心の就労・就学環境の改善	
研修制度のあり方についての検討	
定期的な啓発セミナー・シンポジウム等の開催	
学内の各種取扱いが、男女を問わず中立的な運用がなされているかどうかの検証	
性別による就労・就学上の負担に著しい偏りが生じている場合の解消措置	
次世代の研究者への情報提供	
地域社会における次世代育成のための取り組みへの貢献	
3 就労・就学と家庭生活との両立支援	
男女を問わない育児・介護休業の取得促進	
学内保育施設の整備	
多様な保育サービスの提供	
育児・介護支援のための柔軟な勤務・就学体制	
出産、育児、介護が不利とならない雇用制度の整備	
育児・介護後復帰する女性人材の活用促進	
女性人材の情報/バンク化と就職支援サービスの提供	
夫婦研究者への就職支援	
育児・介護相談窓口の設置（男女共同参画窓口の兼務）	
職場慣行の見直しと改善	
年次有給休暇の取得促進	
4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
学長声明その他による学内外への周知	
大学及び各部局における数値目標の設定	
積極的な改善策の策定	
パブリック・コメントの実施	
5 男女共同参画を推進する教育・研究の充実	
男女共同参画に関する教育・研究の充実	
女性大学院生を増加させるためのプログラムの策定	
キャリア形成。再チャレンジに関する教育・研究プログラムの策定	
6 ジェンダーの視点による学内の調査・分析、統計及び情報の提供	
男女共同参画推進に関する定期的な実態調査、情報提供	
男女共同参画に関する事項についての統計処理と公表	
女性のロールモデルの紹介	
男女共同参画推進に関する優れた取り組みの照会と表彰	
7 苦情申立て・救済システムの整備	
男女共同参画に関する統合的な相談窓口の設置	
人権に関わる相談等への対応	

出典：国立大学法人熊本大学男女共同参画推進基本計画から抜粋

資料3 - 1 - - F 教員数、女性教員数及び女性比率の推移（各年度5月1日現在）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
男性（人）	831	824	815	811	811
女性（人）	113	114	124	121	121
計（人）	944	938	939	932	932
女性比率（％）	12.0	12.2	13.2	13.0	13.0

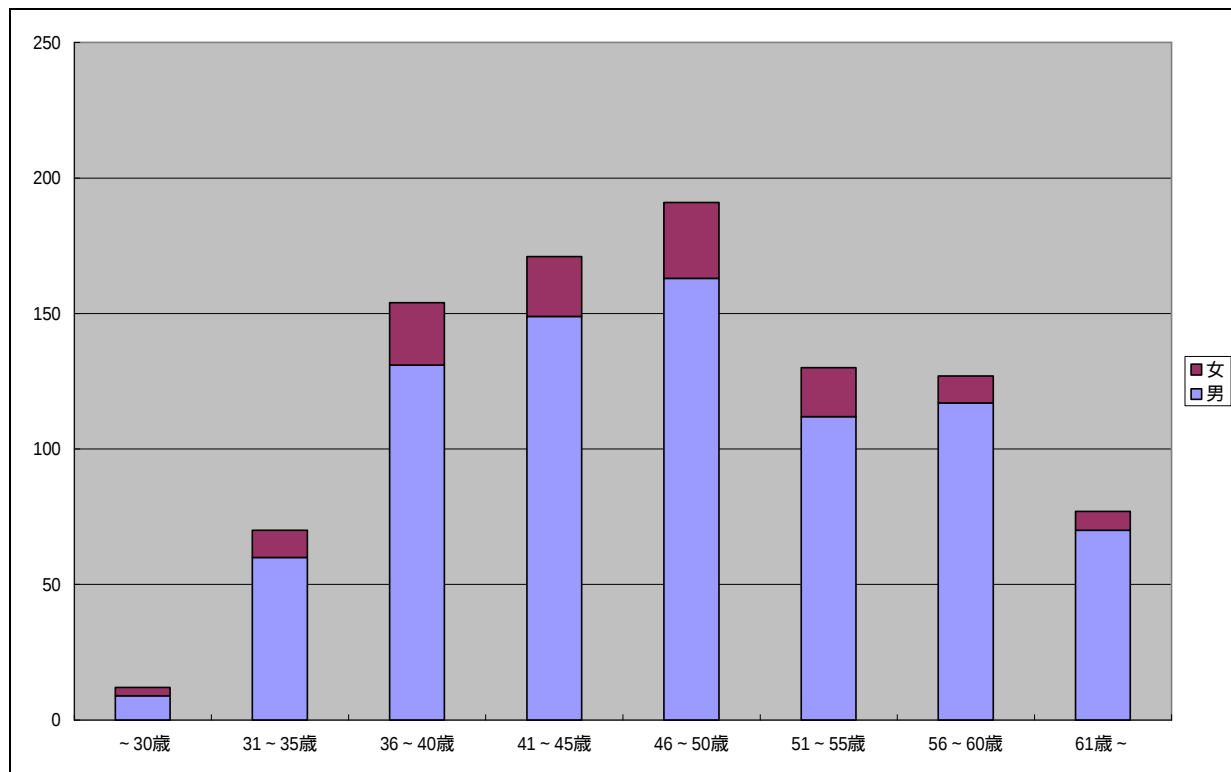
出典：部局長等連絡調整会議資料等を基に作成

資料3 - 1 - - G テニユア・トラック制度による任期制の特任助教の雇用人数（計画を含む）

平成 19 年度（人）	平成 20 年度（人）	平成 21 年度（人）	平成 22 年度（人）	平成 23 年度（人）
10	10	20（計画）	20（計画）	20（計画）

出典：研究支援課資料を基に作成

資料 3 - 1 - - H 年齢構成別教員数（平成 21 年 5 月 1 日現在）



出典：人事課資料を基に作成

資料 3 - 1 - - I 優秀教育候補者選考に関する申合せ

1. 趣旨
熊本大学工学部（以下「学部」という。）は、学部で開講された授業科目と授業を担当している教員を対象として、学生による教育方法の評価を行い、その結果を基に優秀教育者として年 1 回表彰する。この制度は、学部において授業を担当している教員の教育方法に対する取り組みを活性化すること、効果的な教育方法を共有することを目的としている。
2. 優秀教育候補資格者
優秀教育候補資格者は、学部の授業を担当している教員（自然科学研究科、学内共同利用施設、非常勤を含む）とする。
3. 優秀教育候補者の選考
優秀教育候補者の選考は、授業改善・FD 委員会に設置した選考委員会が行う。選考委員会については別途定める。
4. 選考方法
選考方法については、別途定める。
5. 表彰
優秀教育者の表彰は、選考委員会の選考結果に基づいて、年度末に開催されるファカルティ・ディベロップメント（FD）発表会で学部長が行う。

出典：熊本大学工学部 FD 活動報告から抜粋

資料 3 - 1 - - J 表彰・報奨制度（教育活動表彰・業務改善表彰）の概要

1. 趣旨・目的
教育活動表彰は、学士課程教育及び大学院教育において、優れた教育の取り組みを行っている教員を表彰し、教員の努力に報いるとともに、当該取り組みの成果を学内に公表することにより、教育活動の一層の改善に役立てることを目的とする。
業務改善表彰は、管理運営面で特に顕著な改善につながる取り組みを行っている者を表彰し、各人の努力に報いるとともに、改善の成果を学内に公表することにより、効率的な運営を一層推進することを目的とする。
5. 表彰の実施及び報奨金等
 - (1) 教育活動表彰
ア) 連続する二事業年度における実績に基づく推薦を、最終年度の 2 月に受け付け、学長選考を経て、翌年度 5 月に表彰する。表彰に伴う報奨金については、6 月の賞与支給の時期に合わせて支給する。
イ) 被表彰者に対して支給する報奨金の額は、10 万円とし、グループの場合は、構成員に均等に配分する（1 人当たりの支給額は百円未満切り捨て）。
 - (2) 業務改善表彰
ア) 業務改善表彰の提案書等を毎年度 2 月に受け付け、審査委員会の審査、学長選考を経て、翌年度 5 月に表彰する。表彰に伴う報奨金については、6 月の賞与支給の時期に合わせて支給する。
イ) 被表彰者に対して支給する報奨金の額は、10 万円とし、グループの場合は、構成員に均等に配分する（1 人当たりの支給額は百円未満切り捨て）。

出典：総合企画会議資料等から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

上記に示すとおり、教員の任期制、採用の公募制、国際化に対応するために外国人教員の増員や男女共同参画推進のための女性教員増への配慮、優秀教員表彰制度等を設けるなど、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられている。

以上のことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

観点 3 - 2 - : 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。
特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の選考については、教育職員選考規則（前掲資料 3 - 1 - - A）及び教員選考基準（前掲資料 3 - 1 - - B）で、採用基準を具体化している。選考にあたって公募制を原則として、研究業績に加え教育能力を有することを、同規則及び同基準で規定化している。実際に選考にあたる学部・研究科等においては、同規則及び同基準に基づき、より具体的な基準等を定め、公募要領等に明記し、研究業績に関する資料とともに、教育経験の概要及び採用後の教育活動に関する抱負を記載した書類（資料 3 - 2 - - A）の提出や面接時に教育研究に関するプレゼンテーションを課すなどの取組を実施している。

資料 3 - 2 - - A 専門分野に応じた教育上の能力を考慮した公募要領

公募要領の構成例	1. 所属 例：大学院○○研究科○○専攻 2. 担当科目及び研究分野 3. 職名及び人員 例：教授又は准教授○名 4. 応募資格 例：(1)博士の学位を有する者、又はこれと同等の能力を有する者 (2)大学又は大学院で専門分野について○年程度の教育歴を有する者 5. 採用予定年月日 6. 応募期限 7. 提出書類 8. 面接 書類審査後、面接を行い、教育と研究のプレゼンテーションを課す。
提出書類	1. 履歴書 2. 研究業績一覧 3. 研究業績 例：10 編以内の研究業績の現物又はコピー 4. 研究活動に関する抱負（採用後の抱負を A4 版 1 枚程度） 5. 教育経験の概要 6. 教育活動に関する抱負（採用後の抱負を A4 版 1 枚程度）

出典：Web 上に掲載した教員の公募要領を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

教員の選考については、全学規則及び学部・研究科等規則で採用基準等を明確化し、教育研究能力に関する資料の提出や面接時にプレゼンテーションを課すなど適切に運用されている。

以上のことから、教員の採用基準が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされ、学士課程においては教育上の指導能力の評価が、大学院課程においては教育研究上の指導能力の評価が、それぞれ適切に行われていると判断する。

観点 3 - 2 - : 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到係る状況】

教員の教育活動の評価については、教員の個人活動評価指針(資料 3 - 2 - - A)及び教員の個人活動評価実施要項(資料 3 - 2 - - B)に基づき、教員の個人活動評価の一領域として、過去 3 年間の自己評価、今後 3 年間の活動目標、年度計画及びその達成状況(自己評価)を入力し、その達成状況(自己評価)を基に、部局長等が評価を行っている(資料 3 - 2 - - C)。なお、その結果については、勤務実績を判断する際の参考資料として取り扱い、昇給及び勤勉手当に反映させている。授業評価は、授業改善のためのアンケートを実施し(資料 3 - 2 - - D~G)、その結果は、授業改善アンケート結果公開システム(資料 3 - 2 - - H)を用いて公表している。アンケート結果の思わしくない授業担当教員に対しては、指導や助言(資料 3 - 2 - - I)を行っている。授業改善の諸問題等への対応策を教育方法改善ハンドブック(KU:T0)(資料 3 - 2 - - J)に掲載するなどの取組を実施している。

資料 3 - 2 - - A 教員の個人活動評価指針(抜粋)(<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kojinkatudouhyoka/sisin.pdf>)

1 目的	この指針は、熊本大学(以下「本学」という。)における教員個人の活動状況を点検・評価(以下「個人活動評価」という。)し、その活動の一層の活性化を促すことにより、本学の教育、研究等の向上を図ることを目的とする。
4 評価の方法	(1) 個人活動評価は、全学共通の実施要項及び学部等の実施要領に基づき、学部長等が行う。 (2) 学部長等は、大学の目標を踏まえて、教育、研究及び社会貢献のほか、必要に応じ、管理・運営、診療についての目標を提示し、その目標に即した教員の活動の達成状況について評価を行う。 (3) 学部長等は、評価において、教員の職位、諸事情等を考慮する。
5 評価の実施	(1) 教員は、学部長等が提示した組織の目標を踏まえて 3 年間の目標を設定し、学部長等に提出する。 (2) 教員は、毎年、その年度の個人活動評価として自己評価を行い、その結果を自己評価書としてまとめ、必要な資料を添えて学部長等に提出する。 (3) 学部長等は、3 年に一度、教員の自己評価に基づく評価を実施し、その結果を個人活動評価書として各教員へ通知するとともに、個人活動評価報告書としてまとめ、学長へ提出する。

出典：熊本大学における教員の個人活動評価指針(平成 21 年 4 月 1 日現在)から抜粋

教職員用ホームページ(学内専用)に掲載

資料 3 - 2 - - B 教員の個人活動評価実施要項（抜粋）

(<http://private.jimu.kumamoto-u.ac.jp/kojinkatudouhyoka/jissiyokou.pdf>)

1 趣旨	この実施要項は、熊本大学における教員の個人活動評価指針（平成 16 年 6 月 24 日制定）第 3 第 1 項に基づき、教員の個人活動評価（以下「個人活動評価」という。）の実施に関し、評価領域、活動目標、年度計画、評価方法、評価資料等の必要な事項を定める。
4 評価方法	(1) 教員による自己評価 1) 教員は、1 年目及び 2 年目の年度末において、年度計画の達成状況について自己評価を行う。また、3 年目の年度末においては、年度計画及び活動目標の達成状況について自己評価を行う。 2) 教員は、自己評価について、個人活動（自己）評価書に年度計画及び活動目標の達成状況を記載するとともに、表 1 を参考として自己判定を記載する。 3) 教員は、自己評価を行うに当たっては、年度計画及び活動目標における達成状況について、第 5 の 2 の評価資料を基に明らかにする。 (2) 学部長等による評価 1) 学部長等は、3 年目の終了時点において、教員から提出された個人活動（自己）評価書に基づき、教員の年度計画及び活動目標の達成状況並びに評価の観点に係る状況を踏まえて、評価領域ごとの達成状況について評価を行う。 2) 学部長等は、評価の結果について、個人活動（自己）評価書に「優れた点」、「改善を要する点」等を所見として記載するとともに、表 2 を参考として評定を記載する。 (3) 評価の実施手順（1 年目及び 2 年目） 1) 教員は、当該年度の年度計画の達成状況について個人活動（自己）評価書を作成し、指定した期日までに第 5 の 2 の評価資料を添えて学部長等に提出する。 2) 学部長等は、教員の作成した個人活動（自己）評価書及び第 5 の 2 の評価資料に基づき、年度計画の達成状況を確認し、必要に応じ、教員から取組状況を聴取することができるものとする。 (4) 評価の実施手順（3 年目） 1) 教員は、当該評価期間の活動目標の達成状況について個人活動（自己）評価書を作成し、指定した期日までに第 5 の 2 の評価資料を添えて学部長等に提出する。 2) 学部長等は、教員の作成した個人活動（自己）評価書に基づき、評価領域ごとの達成状況を分析するとともに、必要に応じ、教員から意見を聴取するなど検証の上、個人活動（自己）評価書に所見等を記載した後、5 月末までに教員へ通知する。 3) 教員は、個人活動（自己）評価書について意見があるときは、通知を行った日から 10 日以内に学部長等に意見を申立てることができる。 4) 教員から個人活動（自己）評価書に対する意見の申立てがなかった場合は、通知を行った日から 10 日後に評価が確定するものとする。また、意見の申立てがあったときは、学部長等は申立ての日から 20 日以内に当該教員から意見を聴取し、再度検証した上で評価を確定し、個人活動（自己）評価書を速やかに当該教員へ通知する。 5) 教員は、評価の最終結果について異議がある場合、学長に異議申立てを行うことができる。 6) 学部長等は、学部等の個人活動評価の状況を個人活動評価報告書（別記様式 2）としてまとめ、6 月末までに学長へ報告する。 6 評価結果等の活用 (1) 学部長等は、特に高い評価を受けた教員に対して表彰等の措置を行う。なお、学部長等は、1 年目及び 2 年目にも教員の提出資料等を用いて教員に対して表彰等の措置を行うことができる。 (2) 学部長等は、特に低い評価を受けた教員に対して適切な指導を行うとともに、必要に応じ、次期間の活動目標、努力配分及び年度計画の修正を求めることができるものとする。

出典：熊本大学における教員の個人活動評価実施要項（平成 21 年 4 月 1 日現在）から抜粋

教職員用ホームページ（学内専用）に掲載

資料 3 - 2 - - C 年度計画及びその達成状況等の入力画面 (<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp>)



出典：熊本大学評価データベースシステム（TSUBAKI）（学内専用）から抜粋

資料3-2- -D 学生による「授業改善のためのアンケート」の実施率（学部）

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
-	47%	59%	87%	83%	83%	82%	85%	81%	86%

注：実施率は、開講科目数に占めるアンケート実施科目数の割合

出典：教務課資料を基に作成

資料3-2- -E 教員による「授業改善アンケート結果公開システム」へのコメント入力率（学部）

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
-	45%	63%	37%	32%	56%	51%	65%	48%	56%

注：入力率は、入力科目数のアンケート実施科目数に占める割合

出典：教務課資料を基に作成

資料3-2- -F 学生による「授業改善のためのアンケート」の実施率（大学院）

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
-	92%	77%	79%	83%	82%	59%	81%	48%	39%

注：実施率は、開講科目数に占めるアンケート実施科目数の割合

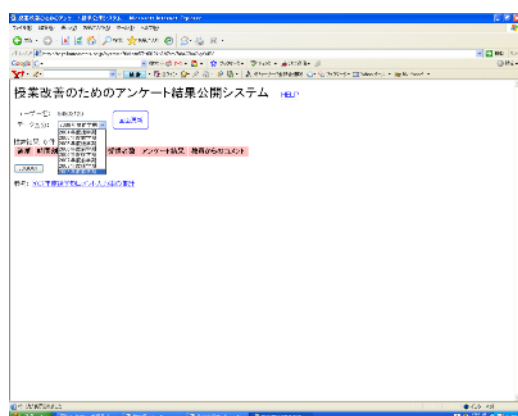
出典：教務課資料を基に作成

資料3-2- -G 教員による「授業改善アンケート結果公開システム」へのコメント入力率（大学院）

平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
-	67%	73%	24%	19%	37%	47%	39%	50%	43%

注：入力率は、入力科目数のアンケート実施科目数に占める割合

出典：教務課資料を基に作成

資料3-2- -H 授業改善アンケート結果の公開状況 (<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp>)

出典：授業改善のためのアンケート結果公開システム（学内専用）から抜粋

資料 3 - 2 - - I 要改善授業への指導・助言内容

授業に関する意見・悩み等	指導・助言内容
講義内容に興味を持てない。	学部の講義は基礎であるので年により大きくは変わらないが、毎回一つは新しいデータを加えるなど工夫すればどうでしょうか。教える側にも教えることに新鮮さが出ると考えます。
技術的な能力が求められる科目では、学生全体のレベルを想定するのが難しく（能力的なバラツキが大きく）授業を進める上で大きな課題です。どのレベルに合わせて授業を進めればよいか苦慮しています。	教科内での教育内容の調整をすることが必要であり、その上で、実際の授業では小テストをしたり、アンケートを取るなどで早く学生の理解度を把握する努力が必要と考えます。
PowerPoint の資料が分かりづらく、板書の時間が短い。	学生は必ずしも PowerPoint での授業を望んでいません。それは得てして学生のノート取りの時間より早く画面が切り替わるからです。すべてを PowerPoint にしないで、必要なものを限定する方向で準備されてはいかがでしょうか。
・居眠りしている人が多いと思います。 ・私語や居眠りが多い。	・一人一人を指名して答えさせるなど、理解度を確認しながら進めてはいかがでしょうか。 ・興味を持つ項目を講義の中ほどの集中力が途切れる当たりに入れる。私語をする学生は出ていってもらおう。 ・私語については、1 回目は全体に注意し、それでもやめないときは「そのあなたの話しやめて」と個別に注意し、それでも聞かないときは「おだまり、今話すのは私」とドスを利かせて（その後でにっこり笑うが）言うをやめます。（ちなみに、これは 60 名近くでの授業のこと。専門の授業（10～15 名）なら私語で授業が妨害されたと感じたことはありません。） ・私語をやめさせるのに効果的なことは、何も言わずに黒板に書き始めること。そうしてしばらくすると私語はなくなり、その後におもむろに説明を始めます。 ・私語をやめさせるために、全受講生の氏名を覚えることにしています。授業中随時指名して答えさせるので、学生の間に適度な緊張感と親密感が生まれます。
双方向授業を心がけているが、進度に対する学生の不満が出そうで心配な面があります。ディスカッションも私語もありません。とにかく、やる気がみられません。Question を出しても答えません。あてても進みません。	質問しても、なかなか発言しない。まして、ディスカッションはとてもできないのが学生の現状です。それで、自分の意見をきちんと表明できないと、まず就職試験で困ることを話します。最初から上手に話せないこと、間違いを発言するのも大切である意味があること（学びあうのだから）、必ずしもすべてのことに正解があるわけではないことなどを具体的に話します。学生の要領を得ない発言もじっと我慢して聞き、「こういうことを言いたい」と通訳することもあります。しかし、こんなことを繰り返して半期過ぎると、意見を表明できるようになります。段階を追って辛抱強く付き合うと、ディスカッションらしきこともできるようになるのではないのでしょうか。

出典：教育方法改善ハンドブック（KU:TO）等を基に作成

資料 3 - 2 - - J 授業改善の諸問題等への対応の掲載状況 (<http://kuto.ge.kumamoto-u.ac.jp/>)

出典：教育方法改善ハンドブック（KU:TO）から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

教員の個人活動評価や授業改善のためのアンケート等を通じて、定期的に教員の教育活動を評価し、必要に応じて改善のための指導や助言を行っている。

以上のことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われ、また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

観点 3 - 3 - : 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点に係る状況】

教員は、学部と研究科等の教育研究を担当しており、学部・大学院教育に携わりつつ活発な研究活動を行っている（資料 3 - 3 - - A）。特に、学内の 17 の拠点形成研究（資料 3 - 3 - - B）に対して、重点的に予算を配分するなどの方策を実施し、グローバル COE プログラム（資料 3 - 3 - - C）、科学技術振興調整費等（資料 3 - 3 - - D）の外部資金を多く獲得するなど、教育内容等に関連する研究活動が、多様な形で展開されている。このほか、外部資金を一定額以上獲得した教員に対する報奨金給付、科学研究費補助金が不採択になった研究課題に対するインセンティブ付与及び任期付助教に対しスタートアップ経費を配分するなど、多方面において研究活動を支援している。

資料 3 - 3 - - A 教員の教育内容と研究活動との関連（抜粋）

学部等名・職名・教員名	担当授業科目	主な研究活動・主な研究業績等
文学部 文学部 教授 小松 裕	文化史概説	「いのち」の観点からの日本近代史の見直し 全集日本の歴史第 14 巻『いのち』と帝国日本』（小学館）
教育学部 教育学部 教授 古賀 倫嗣	社会学概説	地域社会と家庭、学校の連携・協働システムの研究 「幼・保・小連携の現状と課題」（『生活体験学習研究』第 9 号、日本生活体験学習学会、2009 年）
法学部 法学部 准教授 大日方信春	憲法（基本的人権）	著作権の憲法理論 「著作権をみる憲法学の視点について」『熊本法学』114 号（2008）1 頁～36 頁
理学部 自然科学研究科 教授 谷 時雄	分子生物学	RNA レベルでの遺伝子発現調節機構、メッセンジャーRNA(mRNA)のスプライシング、核から細胞質への mRNA 輸送の分子機構 Dss1 associating with the proteasome functions in selective nuclear mRNA export in yeast Biochem. Biophys. Res. Commun., 365, 664-671 (2007).
医学部医学科 医学薬学研究部 教授 竹屋 元裕	病理学	種々の病態におけるマクロファージの役割解明 Tsujita K, Kaikita K, Hayasaki T, Honda T, Kobayashi H, Sakashita N, Suzuki H, Kodama T, Ogawa H, Takeya M. Targeted Deletion of Class A Macrophage Scavenger Receptor Increases the Risk of Cardiac Rupture After Experimental Myocardial Infarction. Circulation 115(14):1904-1911, 2007
医学部保健学科 医学部 教授 宇佐美 しおり	精神臨床看護学	重度の統合失調症、気分障害、不安障害患者の地域生活支援と精神看護専門看護師の役割に関する研究 The Method which mediate post traumatic stress response under disaster and critical incident through the group therapy, PRRC, iadp, p32, 2008
薬学部 医学薬学研究部 教授 香月 博志	薬理学	脳神経疾患の新たな治療薬ターゲットに関する研究 Fujimoto S, Katsuki H, Ohnishi M, Takagi M, Kume T, Akaike A. Plasminogen potentiates thrombin cytotoxicity and contributes to pathology of intracerebral hemorrhage in rats. J Cereb Blood Flow Metab. 28:506-515, 2008.
工学部 自然科学研究科 教授 村山 伸樹	プログラミング方法論	人間工工学 R. Neshige, N. Murayama, T. Igasaki et al.: Communication aid device utilizing event-related potentials for patients with severe motor impairment, Brain Res., Vol.1141, pp.218-227, 2007.
教育学研究科 教育学部 教授 古賀 倫嗣	社会学特論	地域社会と家庭、学校の連携・協働システムの研究 「『生きる力』の育成と通学合宿」（『熊本大学生涯学習教育研究』第 2 号、熊本大学生涯学習教育研究センター、2003 年）
社会文化科学研究科 社会文化科学研究科 教授 森 正人	東アジア文化基礎論 日本文化論 日本文学史論 古典文学研究の最新動向と 高校古典 日本古典文学特論	古典文学を中心とする日本文学研究 『今昔物語集の生成』和泉書院、1986 年（単著）

自然科学研究科 自然科学研究科 教授 高島 和希	マテリアル破壊工学	マテリアル破壊工学 E. Taki, Y. Kawakami, M. Otsu and K. Takashima: Fracture behavior of micro-sized Fe-3%Si alloy single crystals, J. Solid Mechanics and Materials Engineering, vol.1, no.6, pp.779-786 (2007)
医学教育部 医学薬学研究部 教授 西村 泰治	造血免疫制御学理論	がん免疫療法の開発に向けた基礎および臨床研究 Imai, K., Hirata, S., Irie, A., Senju, S., Ikuta, Y., Yokomine, K., Harao, M., Inoue, M., Tsunoda, T., Nakatsuru, S., Nakagawa, H., Nakamura, Y., Baba, H., and Nishimura, Y.: Identification of a novel tumor-associated antigen, Cadherin 3/P-cadherin, as a possible target for immunotherapy of pancreatic, gastric and colorectal cancers. <i>Clin. Cancer Res</i> 14: 6487-6495, 2008.
保健学教育部 医学薬学研究部 教授 浅井 篤	医療倫理学	臨床倫理, 研究倫理, 生命倫理教育 Miki Fukuyama, Atsushi Asai, Koichiro Itai, and Seiji Bito for the Clinical Ethics Support and Education Project. A Report on Small Team Clinical Ethics Consultation Programs in Japan. Journal of Medical Ethics, 2008, in press.
薬学教育部 医学薬学研究部 教授 大塚 雅巳	生物有機化学	細胞内シグナル伝達を制御する人工化合物の合成と機能解析 Kensaku Anraku, Teruhiko Inoue, Kenji Sugimoto, Takashi Morii, Yasuo Mori, Yoshinari Okamoto, Masami Otsuka "Design and synthesis of biotinylated inositol phosphates relevant to the biotin-avidin techniques" <i>Org. Biomol. Chem.</i> , 6, 1822-1830, 2008
法曹養成研究科 法曹養成研究科 教授 木下 和朗	公法発展 公法総合 (基本的人権) 英米法	比較憲法学 (特にイギリス, アメリカ合衆国), イギリス議会制の理論及び制度 「イギリス庶民院における調査委員会制度 (一) ~ (三・完) - 国政調査権に関する制度考察 - 」『北大法学論集』44-5, 44-6, 45-1 = 2 (1994)

出典: 各学部等調査資料を基に作成

資料 3 - 3 - - B 拠点形成研究 (平成 20 年度末現在) (<http://sendou.kuma-u.jp/research/research1.html>)

領域	研究プロジェクト名	研究代表者
A	自然科学	衝撃エネルギー工学グローバル先導拠点 秋山 秀典 真下 茂
	生命科学	エイズ等新興再興難治性感染症に対する新たな治療法開発をめざした研究教育拠点 満屋 裕明 滝口 雅文
		細胞系譜制御から幹細胞・iPS 細胞の応用基盤への展開研究と教育の推進 桑 昭苑 小川峰太郎
		遺伝子改変モデルを用いた難病医学の展開 山村 研一 中瀬 直己
B	人文・社会科学	「永青文庫」資料等の世界的資源化に基づく日本型社会研究 吉村 豊雄
	自然科学	環境軽負担を目指した次世代マグネシウム合金の創製加工 里中 忍
		超兆集積最先端産業基盤技術のための研究教育拠点 久保田 弘
		極限環境下での凝縮系物質のナノ構造・組織の精密測定とマクロな挙動 吉朝 朗
		ソフト溶液プロセスをベースとした階層的ナノ組織集積材料の創成 松本 泰道
		X 線 CT 法の工学的応用に関する研究教育拠点 尾原 祐三
	生命科学	“ Made in Kumamoto University ” の画期的新薬創生研究 小田切優樹
		プロテオミクスを基盤とした病態システムズバイオロジー教育研究拠点の構築 荒木 令江
		個別化医療をリードする育薬フロンティアセンター研究拠点形成 中川 和子
	学際・複合・新領域	21 世紀将来世代学の構築 高橋 隆雄
		地域水循環機構に基づく持続的水資源利用のフロンティア研究 嶋田 純
		閉鎖性沿岸海域における環境と防災, 豊かな社会環境創生のための先端科学研究・教育の拠点形成 滝川 清
		ライフスタイルとストレスシグナルの先端研究拠点 竹屋 元裕

注: 「生命科学」, 「自然科学」, 「人文社会科学」及び「学際・複合・新領域」の 4 領域のうち, 新たなパラダイムを描けるもので, すでに外部から高い評価を受けている世界最高水準の研究を【拠点形成研究 A】, 世界最高水準を目指しうる研究を【拠点形成研究 B】とする。

出典: 大学院先導機構ホームページ等を基に作成

資料 3 - 3 - - C グローバル COE プログラム採択状況

プログラム名	実施期間	分野	拠点リーダー
細胞系譜制御研究の国際的人材育成ユニット	平成 19 ~ 23 年度	生命科学	桑 昭苑
エイズ制圧を目指した国際教育研究拠点の形成	平成 20 ~ 24 年度	医学系	満屋 裕明
衝撃エネルギー工学グローバル先導拠点	平成 20 ~ 24 年度	機械, 土木, 建築, その他工学	秋山 秀典

出典: 研究・国際部資料等を基に作成

資料3 - 3 - - D 例示：熊本大学のビッグプロジェクト

プロジェクト名	実施期間	研究担当者 代 表 者
有明海生物生息環境の俯瞰型再生 JST 科学技術振興調整費	平成 17～21 年度	滝川 清
個体レベルでのがんの統合的研究 科学研究費補助金特定領域研究	平成 17～21 年度	山村 研一
地域連携によるキャリアパス環境整備 JST 科学技術振興調整費	平成 18～20 年度	学 長
次世代耐熱マグネシウム合金の基盤技術開発 JST 地域結集型研究開発プログラム	平成 18～23 年度	河村 能人
スラバヤ工科大学情報技術高等人材育成計画 JICA 技術協力プロジェクト	平成 18～21 年度	宇佐川 毅
挑戦的若手研究者の自立支援人事制度改革 JST 科学技術振興調整費	平成 19～23 年度	学 長
みなまた環境マイスター養成プログラム JST 科学技術振興調整費	平成 19～23 年度	石原 修
iPS 細胞から膵β細胞への分化制御と糖尿病再生医療の基盤開発 JST 再生医療の実現化プロジェクト	平成 20～24 年度	桑 昭苑
iPS 細胞由来の樹状細胞とマクロファージを用いた医療技術開発 JST 戦略的創造研究推進事業 (CREST)	平成 20～25 年度	千住 覚

出典：研究・国際部資料等を基に作成

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教育活動とともに関連した質の高い研究活動が行われており、各教員は高い研究能力を背景に学部・大学院の教育を担当している。

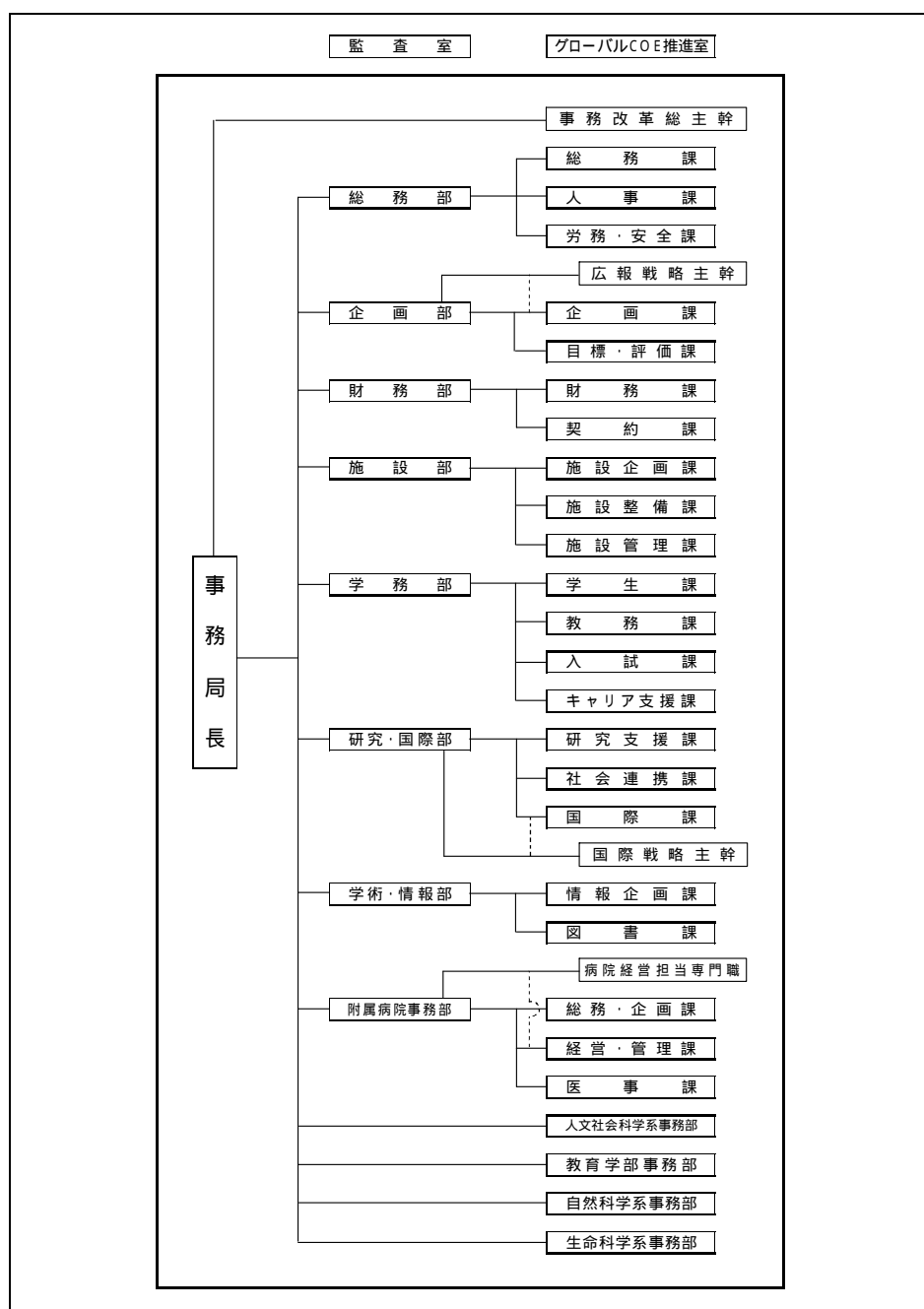
以上のことから、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が活発に行われていると判断する。

観点 3 - 4 - : 大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また，TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

本学では，事務組織規則及び技術職員の組織等に関する規則等に基づき，事務職員及び技術職員を配置している（資料 3 - 4 - - A～D）。TAの採用は，平成 16 年度の 929 人から平成 20 年度は 1,102 人に増加し（資料 3 - 4 - - E），授業準備，機材準備・操作，補助教材作成，実験・実習補助，自主学習のサポートなどを行っている（別添資料 6）。

資料 3 - 4 - - A 事務組織図（平成 21 年 4 月 1 日現在）

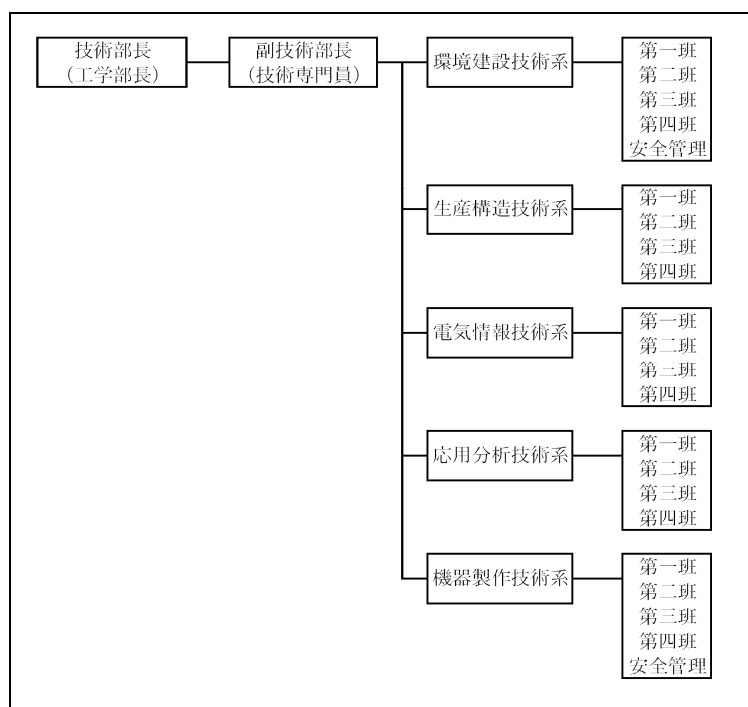


出典：国立大学法人熊本大学事務組織規則（平成 21 年 4 月 1 日現在）等を基に作成

資料3 - 4 - - B 技術部等の編成等

(趣旨)	
第1条	この規則は、国立大学法人熊本大学職員雇用規則(平成16年4月1日制定。以下「雇用規則」という。)第3条に定める教室系技術職員(以下「技術職員」という。)の能力・資質の向上と優れた人材の確保及び育成を図り、教育研究支援業務の円滑な遂行に資するため、技術職員の組織に関し必要な事項を定める。
(組織)	
第2条	技術に関する専門的業務を円滑かつ効率的に処理するため、各学部、大学院医学薬学研究部、発生医学研究所、医学部附属病院、大学院先端機構、イノベーション推進機構、国際化推進機構、熊本大学学則第9条第1項に規定する学内共同教育研究施設及び教養教育実施機構(以下「部局」という。)に技術職員に係る技術部又は技術室を置くことができる。
2	前項に定める技術部又は技術室は、部局を単位とする。ただし、少数の技術職員を有する部局にあっては、複数部局を単位とすることができるものとする。
(組織の構成)	
第3条	技術部又は技術室に技術部長又は技術室長を置き、部局長(以下「部局長」という。)をもって充てる。
2	技術部又は技術室には、規模に応じ、副技術部長、副技術室長、技術班長、系総括、技術専門員、技術専門職員、係長及び技術職員を置くことができる。この場合、必要に応じ担当を命ずることができる。
3	副技術部長、副技術室長及び系総括は、技術専門員をもって充てる。
(職務)	
第4条	前条に定める職の職務は、次のとおりとする。
2	技術部長は技術部を、技術室長は技術室を統括する。
3	副技術部長又は副技術室長は、技術部長又は技術室長を補佐する。
4	技術班長は、技術室長の補佐及び当該組織に関する業務を処理し、必要に応じ所属する技術職員に技術的な指導助言を行う。
5	系総括は、当該組織に関する業務を処理し、必要に応じ所属する技術職員に技術的な指導助言を行う。
6	技術専門職員及び係長は、当該組織に関する業務を処理し、必要に応じ所属する技術職員に技術的な指導助言を行う。
7	教室技術職員は、技術業務に従事する。

出典：国立大学法人熊本大学技術職員の組織等に関する規則（平成21年4月1日現在）から抜粋

資料3 - 4 - - C 工学部技術部組織図（平成21年4月1日現在）(<http://www.tech.eng.kumamoto-u.ac.jp/>)

出典：自然科学系事務部資料を基に作成

資料 3 - 4 - - D 事務職員及び技術職員の配置状況（平成 21 年 5 月 1 日現在）

部 局	事務職員（人）	技術職員（人）	合 計（人）
事務局	214	25	239
監査室	5	0	5
グローバル COE 推進室	4	0	4
人文社会科学系事務部	16	0	16
教育学部事務部	18	0	18
自然科学系事務部	26	0	26
生命科学系事務部	34	0	34
附属病院事務部	79	13	92
教育学部	0	3	3
理学部	0	3	3
工学部	0	42	42
大学院医学薬学研究部	0	11	11
保健センター	0	2	2
総合情報基盤センター	0	3	3
e ラーニング推進機構	0	1	1
沿岸域環境科学教育研究センター	0	1	1
衝撃・極限環境研究センター	0	1	1
生命資源研究・支援センター	0	9	9
発生医学研究所	0	9	9
医学部附属病院	0	521	521
合 計	396	644	1,040

出典：人事課資料を基に作成

資料 3 - 4 - - E TA の採用実績

平成 16 年度（人）	平成 17 年度（人）	平成 18 年度（人）	平成 19 年度（人）	平成 20 年度（人）
929	927	1,008	1,063	1,102

出典：パートタイム職員現員配置資料，熊本大学年報等を基に作成

別添資料 6 KU Teaching - TA ハンドブック編 -

【分析結果とその根拠理由】

編成している教育課程を確実に効果的に展開する見地から，事務組織及び技術職員の組織等に関する規則に基づき，事務職員及び技術職員を適切に配置している。TA は，学習指導，実習・演習補助等のために積極的に活用している。

以上のことから，大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置され，また，TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 教員個人の評価を本格実施し、その結果を業務改善や給与（昇給及び勤勉手当）に反映させている。
- 教育活動に関する表彰・報奨制度を平成 21 年度に導入し、他の教員の模範となる優れた教育の取組を行った教員を表彰するとともに、報奨金を給付することとしている。
- 大学院先導機構の主導の下に、若手研究・教育者の育成強化及びキャリア形成を目指したテニユア・トラック制度を導入するとともに、外部から高い評価を受けている 17 の拠点形成研究に対して重点的に予算を配分し世界最高水準の研究を推進した結果、既に三つのグローバル COE を獲得し教育力の向上にも貢献している。

【改善を要する点】

- 教育学研究科の一部の専修・コースにおいて専任教員が不足しており、早急な対応が必要である。

(3) 基準 3 の自己評価の概要

教員組織編制においては、学部及び大学院（法科大学院を含む。）のいずれについても、設置基準を上回る専任教員数を配置するとともに、質的にも教育課程を確実に実施するための十分な教育提供体制を整え、大学院等の必要な研究指導教員等を確保している。本学の教育研究体制の基本を成す講座等の組織についても、教員の適切な役割分担や組織的な連携体制の下で、学部・大学院の専門性・特性を踏まえた適正な編成がなされている。特に、生命科学系大学院においては、研究組織と教育組織を分離した柔軟な教育研究体制を構築している。さらに、産業界等の知的資源を活用した寄附講座や連携講座を置き、教育研究機能の一層の充実を図っている。

教員の選考にあたっては、教育職員選考規則等に基づき、公募制により教育上の能力を兼ね備えた優秀な教員の確保に努める一方、男女共同参画推進基本計画に沿って女性教員雇用率の向上にも努めている。また、平成 19 年度からテニユア・トラック制度を導入し、若手研究・教育者の育成強化とキャリア形成支援を進めている。

教員の業務向上面では、平成 18 年度から評価制度を本格実施し、教員の個人活動評価指針等に基づき、教員の活動目標の達成状況（自己評価）に対し、学部長等が 3 年に一度評価を行い、その結果を業務改善や給与（昇給及び勤勉手当）に反映させる仕組みを整備・運用している。教育方法の改善に資するため、授業改善のための学生アンケート調査を学期ごとに実施し、その結果を Web 上で公開するとともに、調査結果により問題がある場合は、授業担当教員に対して必要な指導・助言を行っている。また、優れた教育活動を行った教員に対する表彰・報奨制度を平成 21 年度に導入し、教育活動を一層推し進めることとしている。

教育を支える研究活動の活性化策としては、平成 19 年度から研究活動に関する表彰・報奨制度を導入し、科学研究費補助金等の外部資金を一定額以上獲得した教員を表彰し報奨金を給付している。

教育支援体制に関しては、十分な事務職員及び技術職員を配置するとともに、TA 等の教育補助者を積極的に配置・活用し、教育課程を確実かつ効果的に実施している。